２０１３．４．８

一般社団法人

日本身体障がい者水泳連盟

強化指定選手等行動規範

（趣 旨・目的）

強化指定選手及び育成選手、日本代表選手(以下「強化指定選手等」という）が、フェアプレーの精神とマナーを尊び、善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、水泳スポーツの向上と発展に貢献するために、日本の障がい者水泳競技者としての誇りと自覚と責任を持って、明朗闊達に行動し、ひいては水泳競技の健全な普及・発展を図ることを目的に、本規範を制定する。

（規範の遵守と内容）

強化指定選手等は、以下の条項を理解し、所定の誓約書に署名をし、これを遵守しなければならない。

１．　強化指定選手等は多くの国民やボランティアの支援を得ていること及び常に社会から注視されていること、障がい者スイマーの憧れであることなどを自覚し、障がい者水泳競技の牽引者としての行動をとらなければならない。

２．　強化指定選手等は指導者やチームメイト、支援者に常に笑顔をもって接し、挨拶がコミュニケーションの基本と考えて行動しなければならない。

３．　強化指定選手等はドーピング手続きを始め、大会への参加規則、登録などの知識及び事務手続の知識などの理解に努め、期限を遵守しなければならない。

４．　強化指定選手等は、それぞれ指定された活動・行事（合宿、練習、ミーティング、記者会見、壮行会等）には必ず参加すること。ただし、監督もしくはヘッドコーチが、やむを得ない事情によるものと認めた場合は、その限りではない。

５．　強化指定選手等が、自己都合で指定申請をしていなかったり、辞退をしていた場合の再復帰については、出場選手枠の獲得や障がい者選手の特性を把握する意味からもパラリンピック開催前の世界選手権開催年には復帰しておく必要があるので注意すること

６．　強化指定選手等の活動・行事において、監督もしくはヘッドコーチにより定められた時刻（集合時間、門限等）を厳守する。

７．　（一社）日本身体障がい者水泳連盟及び（公財）日本障害者スポーツ協会・　日本パラリンピック委員会もしくは日本代表選手団からの要請があったとき、指定の衣服等を着用する。

８．　違法行為または強化指定選手等の名誉と信用を損なうようなスポーツマンシップに反する発言や行為をしてはならない。

９．　意図的な身体装飾（茶髪、ピアス、刺青（タトゥー）、華美なネイルアート等）は禁止する。

１０．強化指定選手等としての活動期間中は、20歳以上であっても、喫煙は禁止する。また、飲酒については合宿及び大会期間中は禁止とする。

１１．強化指定選手等としての合宿及び大会期間中の宿舎においては、緊急事態の場合を除き、男子選手は女子選手の部屋へ、女子選手は男子選手の部屋には立ち入らないこととし、チームメイトとしての交流は共有のスペースで行う。

１２．　その他、合宿の監督、日本代表チームの監督もしくはヘッドコーチにより定められた行動規範を遵守する。

（違反選手に対する処分）
１．強化指定選手等が、前記の行動規範に違反したと認められたときは、常務理事会の決定により処分を受ける。
２．監督もしくはヘッドコーチの報告に基づき、必要に応じて強化担当常務理事は、次の処分を行うことができる。
（１）強化指定選手等の活動・行事に参加することを停止し、自宅にて謹慎させること。
（２）強化指定選手等から除外すること。
（３）その他、違反の程度に従った処分。
３．第1項、第2項の処分に際して、それぞれ理事会、強化担当常務理事は、当該選手からの書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。
４．処分に対する不服の申し立てについては、別に定める。